

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する考え方は、「経営の透明性」、「責任の明確化」、「内部牽制機能」等を向上させ、公正な経営を実施することに取り組んでおります。経営陣による企業内統治である内部統制については、金融庁の指導基準に対応すべく、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「業務に関わる法規の遵守」、「企業財産の保全」の4つを目的に内部統制システムの整備をしております。取締役会を経営の基本方針等の決定および業務執行状況を監督する機関と位置づけており、業務担当取締役により各部門への管理が即時に反映するよう心がけております。

監査等委員会制度を採用し、監査等委員会は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、弁護士及び税理士の専門知識的見地から発言を頂いております。監査等委員である取締役は、監査等委員会を定期的に開催し、監査状況の把握及び監査等委員相互の意見交換等を行うほか、必要があるときは隨時監査等委員会を開催することができます。

また、取締役会に出席し取締役の業務執行状況を監査するとともに、必要に応じ会計監査人と連携した監査等を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－2】

株主総会の招集通知の発送は、総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法令に定める期間よりも前に発送するよう努めておりますが、現状では招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知発送までの間にWeb開示を行っておりません。情報の正確性を担保する体制を整備するとともに早期発送に努めてまいります。

【補充原則1－2－4、補充原則3－1－2】

当社の海外投資家比率は平成28年3月末時点で5.0%未満と低い為、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4－1－2】

当社は、取締役会において年に一度中期経営計画の進捗状況を検証し進捗不振の項目については原因を検討、進捗改善に向けた施策の見直しを検討・実施しております。中期経営計画を株主に対するコミットメントの1つと認識しておりますが、現状は昨今の経済状況を踏まえ、ステークホルダーの誤解を避ける為、中期経営計画を公表しておりません。

【補充原則4－1－3】

最高経営責任者等の人選については、今後の事業展開を勘案し、取締役会で適切な計画を策定してまいります。

【原則4－2】

当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。取締役の報酬は、業績を勘案し、総額を株主総会において定め、各取締役個別報酬については取締役社長が取締役会に付議し公平に決定することとしております。

【補充原則4－2－1】

当社取締役の報酬は、月次報酬、役員賞与により構成されております。月次報酬は、役割と責任に応じた一定額を支給しております。役員賞与は、全社業績と連動した支給基準に基づき決定しております。

ストックオプションの付与については、今後検討してまいります。

【原則4－8】

当社は独立社外取締役を1名選任しておりますが、2名以上とはなっておりません。環境等の変化が生じその必要性が増したと判断した場合には適任者の選定等を行ってまいります。

【補充原則4－8－1】

当社の独立役員は、社外取締役1名であるため、複数人による独立社外取締役のみの会合等はありません。今後、独立社外取締役を増員した場合には、独立社外者のみの情報共有を図る仕組みを設けます。

【補充原則4－8－2】

当社の独立役員は、社外取締役1名であるため、複数人からの筆頭者の選定はありません。なお独立社外取締役は、取締役会の場に加え、それ以外の場合においても、当社の経営陣との連絡・調整を適宜行っております。また、監査等委員である取締役または監査等委員会との連携は独立社外取締役が監査等委員会との意見交換会に出席するなど、適宜実施しております。今後、独立社外取締役を増員した場合には、筆頭独立社外取締役の選定ならびに必要な体制整備を検討します。

【補充原則4－11－3】

当社の取締役会については、現状、高い出席率、適度な議題設定による十分な議論時間の確保、活発な意見提言により、実効性が十分に確保出来ていると判断しております。実効性の分析・評価については、毎年度、取締役会出席率や各取締役の発言状況等の分析等を通じて実施しておりますが、結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】

当社は、取引の維持・強化や業務のより円滑な推進等を図ることを目的に、政策的に取引先の株式を保有しており、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案し、継続的な保有の要否を判断しています。議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものかどうかを判断した上で、適切に議決権を行使いたします。

【原則1－7】

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性、平等性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。関連当事者の有無および関連当事者と当社との取引の有無、ならびに取引の内容等については、開示に先立ち取締役会に報告し、取引の重要性の判断基準に基づき、調査を行っております。

【原則3－1】

(1)会社の情報開示に当たっては、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上の情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。なお、経営戦略や経営計画については決算短信等にて開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書および事業報告書等にて開示しております。

(3)取締役の報酬については役員規程により定めております。

具体的には、取締役の報酬は、総額を株主総会において決議し、取締役個別報酬については取締役社長が取締役会に付議し決定することとしております。また、執行役員等の報酬は取締役に準じて定めております。

(4)当社は取締役の選任について役員規程により定めております。

監査等委員以外の取締役を新任または再任するときは、監査等委員の意見を考慮し取締役会の決議を経て、株主総会の決議により決定することとしております。また、執行役員及び部長については常務会の審議に基づき取締役会の決議にて決定することとしております。監査等委員である取締役の選任については監査等委員の同意を得て株主総会の決議により決定することとしております。

(5)取締役については、当社の事業に関し豊富な知識・経験および優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を監査等委員の意見を考慮し取締役会にて決議しております。監査等委員については、監査等委員の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決議しております。

当社の社外取締役の候補者の選任理由は、株主総会招集通知に記載しております。その他取締役については、略歴を記載しております。

【補充原則4－1－1】

当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に従い、経営計画の策定やこれを踏まえた各種業務施策等重要事項を決議しております。また、取締役会決議事項以外の業務執行については、各取締役が決定するほか、社内規程に則り執行役員等に適切な範囲で権限を委譲しております。取締役会はその実施状況を監督しております。

【原則4－8】

当社は独立社外取締役を1名選任しておりますが、2名以上とはなっておりません。環境等の変化が生じその必要性が増したと判断した場合には適任者の選定等を行ってまいります。

【原則4－9】

当社取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性基準について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考え方の一つとして適任者を選定しております。

【補充原則4－11－1】

当社の取締役会は業務に精通した豊富な経験と知見を有し取締役会全体としての知識・経験及び能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等の異なる取締役で構成しております。

また、当社の社外取締役2名は、弁護士、税理士などの高い専門性を有する人物を選任しています。特に財務・会計に関しては、適切な知見を有している人物を1名以上選任しております。

【補充原則4－11－2】

当社は、取締役の重要な兼職の状況を「定期株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等において開示しております。なお、本報告書の提出日現在、取締役の他の上場会社役員の兼任状況はありません。

【補充原則4－11－3】

当社の取締役会については、現状、高い出席率、適度な議題設定による十分な議論時間の確保、活発な意見提言により、実効性が十分に確保出来ていると判断しております。実効性の分析・評価については、毎年度、取締役会出席率や各取締役の発言状況等の分析等を通じて実施しておりますが、結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則4－14－2】

当社は、取締役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。また取締役のトレーニングの重要性を認識しておりセミナーや研究会に出席し、研鑽をはかっております。

【原則5－1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主様との対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。そのためにIR担当取締役を任命するとともに、IR担当部署を設置し、株主様との対話の場を設けることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河合 日出雄	2,651,816	30.02
河合 きよ子	264,990	3.00
株式会社SBI証券	179,800	2.04
田中商事従業員持株会	172,214	1.95
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	159,900	1.81
森田 健	126,500	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	114,664	1.30
河合 宏美	112,300	1.27
川崎 義行	111,500	1.26
三菱電機住環境システムズ株式会社	99,400	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 大助	弁護士											
川本 典行	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 大助	○		——	弁護士として、コンプライアンスの遵守を重視した経営をするため。 当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。
川本 典行	○	○	独立役員であります。	税理士として、コンプライアンスの遵守を重視した経営をするため。 当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。 経営陣から著しいコントロールを受けることがなく、また経営陣に対して著しいコントロールを

及ぼしうる者でもないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定致しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、内部監査室にて実施する監査の状況及び同監査報告書の閲覧、必要に応じて監査担当者のヒヤリングを実施する等経理・業務・財産の管理状況等に係る監査状況を把握しております。
会計監査人とは、当該監査人が実施する本社・営業所等の監査時には同席する等連携を密にし、情報・意見の交換を図り、会計に係る適切な監査が実施できるように努めております。
また、内部統制部門とも、必要に応じ情報・意見の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、以下の算定方法に基づき、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員給与を支給しております。

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に支給する利益連動給与の総額は、当社の個別税引前当期純利益に2%を乗じた金額とし、その上限を50,000千円とします。

b. 各取締役に支給する利益連動給与は、期中平均の個人月額報酬金額を、支給対象取締役全員の期中平均個人月額報酬金額の合計で除した係数に「a.」の総額を乗じた金額とし、100千円未満の金額は切捨てとします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬額等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
取締役の報酬総額は、有価証券報告書及び定時株主総会招集ご通知に添付の事業報告において開示しております。
なお、有価証券報告書及び定時株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載し、縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】[更新](#)

社外取締役の要望に対して、監査等の補助として、専属ではなく兼任で、管理部門から選出し、事務処理等をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、取締役会を経営の基本方針等の決定および業務執行状況を監督する機関と位置づけており、業務担当取締役により各部門への管理が即時に反映するよう心がけております。

当社は、平成28年6月29日開催の第55回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、監査等委員に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るものであります。

a. 取締役会

取締役会は、取締役9名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成されており、毎月開催する定例取締役会の他に会社法に基づく臨時取締役会を必要に応じ開催し、業務執行方針等の決定及び各担当取締役による業務執行状況の報告を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。監査等委員である取締役は、監査等委員会を定期的に開催し、監査状況の把握及び監査等委員相互の意見交換等を行うほか、必要があるときは隨時監査等委員会を開催することができます。
また、取締役会に出席し取締役の業務執行状況を監査するとともに、必要に応じ会計監査人と連携した監査等を実施しております。

c. 内部監査室

当社の内部監査組織は、社長直轄の内部監査室で、担当人員2名で実施しております。

内部監査は、本社及び営業所を対象に継続して実施しており、対象部署に対し年1回の実施を原則としている定期監査と不定期に実施する特命監査があります。

会社の諸制度の運営状況と財政状態の実態を把握、検討するとともに、経理及び一般業務運営上の正確性の維持と合理化ならびに能率増進を図り、併せて事故、過誤の防止に資することを目的とし、内部監査規程に基づき実施しております。

なお、各機関との連携状況につきましては、監査等委員である取締役を通じ監査等委員会において情報を共有することで、監査の効率化を図るとともに、経営監視機能を担保しております。

d. 会計監査の状況

会社法及び金融商品取引法に基づく財務諸表等の監査は、東陽監査法人が行っております。

経理担当部署は、必要に応じて会計監査人と協議を行い、会計処理の透明性及び正確性の向上に努めております。

監査業務を執行した公認会計士は、佐山正則氏及び高木康行氏の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は平成28年6月29日開催の第55回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしました。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、取締役会の業務執行に対する監査監督機能の強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上が図れる監査等委員会設置会社を当社の機関設計として採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	原則、多くの株主の方に出席して頂けるように、集中日を避けた株主総会の開催を心がけております。 しかしながら、事務処理等の状況により、集中日に開催することもあります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算状況を11月と5月の年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料、決算説明会時に使用した資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては経営企画室が担当しております。	
その他	ホームページや電話にて質問等を受け、お答えしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[更新]

当社は、平成28年6月の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して「内部統制についての取締役会決議」を決議いたしました。
その内容の概要は、以下のとおりあります。

a. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理要領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程(以下、関連規程等という)に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

c. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ITを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求める、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。

当社取締役会には当社子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施する。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

g. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人等に対して報告を求める。当社及び子会社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

h. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理要領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

j. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈基本的な考え方〉

当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」とはいかなる関係も持ちません。

また、不当な要求には警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携をしながら一切の関係を排除することを基本的な考え方としております。

〈整備状況〉

当社グループは、コンプライアンスリスクの1つとして内部統制システムにおいてリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会にて未然防止を協議し、また発生した場合の即応すべきリスクと位置づけております。

また、「企業倫理綱領」を配布し、「反社会的勢力」への対応について社員への徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[更新](#)

当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、社内規程に従い、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。

1. 情報の管理は、各部門の長が、社内情報管理者及び情報取扱責任者と共に社内管理全般を行っております。

2. 「重要事実の決定」に関する情報は、取締役社長の指示により情報取扱責任者が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの検討・判断を行い、該当する場合には、経営企画室より遅滞なく適時開示を行っております。

3. 「重要事実の発生」に関する情報は、情報取扱責任者を通じ、取締役社長に報告し、適時開示規則に該当するか否かの検討・判断を行い、該当する場合には、経営企画室より遅滞なく適時開示を行っております。

4. 投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報については、適時開示規則において開示義務がないとされる情報についても、適時開示を行っております。

5. 適時開示終了後には、当社ホームページにおいても開示資料を掲載し、情報の周知徹底を図っております。